改正後厚生年金保険法附則第十条の四第二項	厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条の六第八項において準用する場合を含む。）	を十二	と平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年金たる給付の額との合計額をいう。）を十二
受給権者	の受給権者	附則第十一条及び第十一条の二	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第十五条第一項の規定により読み替えられた附則第十一条及び附則第十一条の二	受給権者（平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）に限る。）
に十二	附則第十一条又は第十一条の二	十二	平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えられた附則第十一条又は附則第十一条の二	に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た数を乗じて得た額に十二
厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条の六第八項において準用する場合を含む。）	厚生年金保険法附則第十一条の六第二項（同条の六第八項において準用する場合を含む。）	の受給権者	平成二十四年一元化法により読み替えられた附則第十五条第一項の規定により読み替えられた附則第十一条又は附則第十一条の二	受給権者（平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）に限る。）
厚生年金保険法附則第十一条の六第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）	厚生年金保険法附則第十一条の六第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）	十二	同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二	受給権者の受給権者（平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）に限る。）第四項において同じ。）	平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えられた附則第十一条の二	附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における当該老齢厚生年金の額（同条第二項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における老齢厚生年金の額とする。）の三第一項の規定による老齢厚生年金の額を附則第十一条の三第一項を十二で除して得た額の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二

2　平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用するときは、同条第二項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第二項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する報酬比例部分
	当該老齢厚生年金	報酬比例部分
	数を乗じて得た額	数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する基本支給停止額との合計額
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第二項	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
前項の規定により読み替えられた同条第一項の	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
前項の規定により読み替えられた同条第一項の	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
前項の規定により読み替えられた同条第一項の	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
前項の規定により読み替えられた同条第一項の	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
前項の規定により読み替えられた同条第一項の	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
前項の規定により読み替えられた同条第一項の	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号
	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
前項の規定により読み替えられた同条第一項の	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項各号